

相続手続をするための必要書類等

相続貯金の仮払い、協議書なし、協議書あり

| 番号 | 必要なもの | 必要部数 | 説明 | 備考 |
|----|-----------------------|------|---|--|
| ① | 死亡届 | | | 共通 |
| ② | 相続口座振替依頼書 | | 公共料金の引落とし、借入金の返済等がある場合にご提出ください。 | |
| ③ | 領収書(相続手続用) | | 現金でお支払いをさせていただく場合にご記入・実印の押印をいただきます。 | |
| ④ | 戸籍謄本(被相続人) | 原本1通 | 出生から死亡までの連続した戸籍謄本になります。 | |
| ⑤ | 戸籍謄本または抄本(相続人全員) | 同上 | 最新の戸籍のみで結構です。なお、④と重複する場合は不要です。 | |
| ⑥ | 印鑑証明書(相続人全員) | 同上 | 作成後6か月以内のものでお願いします。相続貯金の仮払いの場合には請求者のみご提出となります。 | |
| ⑦ | 相続放棄申述受理証明書(通知書) | 同上 | 相続放棄をした方についてはご提出いただきます。 | |
| ⑧ | 本人確認書類 | 同上 | 手続される相続人の本人確認書類(運転免許証など※顔写真なしは2つ以上必要)をお持ちください。 | |
| ⑨ | 実印 | | 手続される相続人の実印をお持ちください。必要書類に押印をいただきます。 | |
| ⑩ | 被相続人名義の通帳、証書、キャッシュカード | | 相続貯金の仮払いの場合には原則不要です。 | |
| ⑪ | 相続貯金仮払依頼書 | | 次の条件をすべて満たしている方のみの手続となります。 ・遺言書が存在しないこと。 ・遺産分割協議が行われていないこと。 ・仮払請求者が廃除等により相続資格を喪失していないこと。 | 相続貯金の仮払いの場合 |
| ⑫ | 遺産分割協議書 | 原本1通 | | 遺産分割協議書がある場合： ⑫、⑬ 遺産分割協議書がない場合： ⑬のみ |
| ⑬ | 相続手続依頼書 | | ご記入・実印の押印をいただく方は以下のようになります。 原則：相続人全員 例外(遺産分割協議書で相続する方が指定されている場合)：指定された相続人のみ | |

※①～③、⑪、⑬は農協より所定の依頼書等をお渡しいたします。

※④、⑤につきましては、法務局発行の「法定相続情報一覧図」に代えることができます。

※記載内容等により、別途必要書類をお願いする場合があります。

※④～⑧、⑫は原本を確認の上、コピーさせていただきます。

2020年4月1日現在